

令和2年度 第1回 社会福祉法人駿河会 地域密着型サービス運営推進会議議事録		施設長 玉田	園長 杉山	部長 村田	記録者 小黒
開催日・時間	令和2年 6月 1日 (月)				
開催場所					
参加事業所	地域密着型通所介護：デイサービスセンター嘉響 地域密着型通所介護：デイサービスセンターこだま				
参加者	施設長	玉田	園長	杉山	
	部長	村田	事務長	窪野	
	相談員	嘉響：山本、こだま：小黒			
	利用者及び家族 地域住民代表者 地域包括	地区代表：森谷正義（羽鳥） 三浦勝己（谷津） 森朝世（小布杉） 藁科包括：河村			
<p>※ 令和2年度第1回目の地域密着型サービス運営推進会議は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、別添資料配布にて事業所からの報告を行い開催した。</p>					

## 社会福祉法人駿河会 地域密着型サービス運営推進会議【薬科】

日頃より、事業所運営にご助力頂き誠にありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今回の地域密着型サービス運営推進会議は文面にて報告をさせて頂きたいと思っております。

### 【デイサービスセンターこだま】

#### 1. 実績報告

	平成30年度	令和元年度
新規利用者数	14名	14名
終結利用者数	11名	16名
延べ利用者人数	2,650名	2,662名
1日平均利用者数	8.69	8.64
平均介護度	2.24	2.29

○前年度と比較し、令和元年度も利用者数、収益共に好調を維持することが出来た。新規利用者に関しては、数値としては同数となったが、自法人の居宅からだけでなく、外部事業所からの紹介数が増加しており、こだまの取組が外部事業所から評価された結果が見られた。

○加齢、疾病、怪我等の理由により、今まで長期間こだまを利用して下さっていた利用者の終結が年度末に続いた。今年度は4月からの新型コロナウイルスの影響に加え、利用者の入れ替わりがあり、利用数の落ち込みが見られているが、5月に入り新規利用者の増加が見られている。

#### 2. 地域に向けた取り組み

○デイサービスセンターこだまでは、利用者参加型の地域清掃活動を1年通して実施した。事業所周辺の清掃に加え、近隣にある神社の階段や周囲の草取り、落ち葉掃きなどを行った。地域住民からは「神社の掃除は頻繁にできないので、手伝ってもらえて嬉しい」と、感謝のお言葉を頂くことが出来た。また、利用者様においては、若いころより行ってきた日常活動（草取り等）を行う際、表情が生き生きしており、笑顔で活動に参加して頂く事が出来ていた。

地域清掃の活動は今年度も継続して実施していく事とし、これからも地域に向けた活動を検討し、実施していきたい。

## 【デイサービスセンター嘉響】

### 1. 実績報告

	平成30年度	令和元年度
新規利用者数	9名	15名
終結利用者数	16名	19名
延べ利用者人数	3,706名	3,690名
1日平均利用者数	12.1名	11.9名

○前年度と比較し、新規利用者数が増加した。ご利用されている利用者様の割合として、要支援3割、要介護7割と要介護者の人数が増加、地域利用者の介護度が重度化してきている状況が見られる。同時に、デイサービスで入浴を希望される方も多く、直接介助に係る時間が増加。趣味活動の提供機会が減少してきている。利用者様に満足して頂く活動を提案できるよう、活動内容な方法については現在模索、検討中。

○昨今の新型コロナウイルスの話題にて、マスクが品薄となっている話から、「手作りマスクを作りたい」との希望が利用者様より聞かれ、身近にある材料を使用してマスク作りを実施。“今の状況をみんなで乗り切ろう”という一体感を持った取り組みを行う事が出来た。

### 2. 地域に向けた取り組み

- デイサービスセンター嘉響では、活動が定着化した雑巾寄贈の取組を継続して実施。“螢ヶ丘保育園・服織こども園・清沢こども園”に向けて計200枚の寄贈を行った。寄贈先より感謝のお言葉を頂く事で、雑巾作成を行っている利用者様にとって大きな“やりがい”に繋がっている。また、雑巾作成の活動風景を見た他利用者様から「私もやってみようかな」と、意欲的に活動に参加される方もおり、生きがい作りの機会となっている。
- 水見色地区の勝山製茶様と合同で“お茶の淹れ方講座”を開催。螢ヶ丘保育園の年長組を嘉響へ招待し、園児と利用者様が一緒になって、お茶について学んだ。利用者様より「子供から元気をもらえて嬉しかった。」との話もあり、好評だった。また、勝山製茶様や螢ヶ丘保育園様からも毎年開催したいとの話が聞かれ、今年度も開催を検討している。

### 3. 新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルス蔓延防止に向けて、駿河会通所部門では、下記通り対応を行いました。

- 利用者及び利用者家族、居宅介護支援事業所に向けて、ご自宅での検温や体調不良時のサービス利用を控えて頂くよう、依頼文を発布〔別紙1〕
- 通所事業所にて職員が発熱した場合の対応等、マニュアルを作成〔別紙2〕
- 事業所内の除菌、換気、マスクの着用の徹底。
- 週1回、各事業所代表がリモート会議を実施。近状の確認や課題などについて話し合いを行った。

緊急事態宣言が解除された後も、対応を継続しております。

安全にサービス提供が出来るよう、今後も最新の情報を収集しながら対応していきたいと考えています。

今回ご報告させて頂く内容は以上となります。

ご一読くださり、ありがとうございました。

次回開催につきましては、改めてご連絡させていただきます。

社会福祉法人駿河会 通所部門  
デイサービスセンターこだま  
デイサービスセンター嘉響  
介護予防デイサービスセンターごろざ

## 新型コロナウイルスに関するデイサービスの対応について

平素は当事業所をご利用頂き、ありがとうございます。

さて、表題の件についてご連絡させていただきます。新型コロナウイルスの感染が収束をみせず、長期化する事が懸念されております。新聞等の報道において、感染した場合の症状が明確ではなく、様々な状態が報告されていることから、当法人通所事業所におきましては、感染拡大防止の観点から、下記の通り対応させて頂く事となります。皆様のご了承、ご協力をお願い申し上げます。

### ●利用者様本人の体調

- ・風邪症状（普段よりも体温が高い、咳や鼻水が出る）、嘔吐や下痢が続いている等、体調がすぐれない状態。

### ●同居家族様の体調

- ・37.5℃以上の発熱、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)を伴う風邪症状
- ※ 利用者様本人や同居家族様に上記症状が見られた場合はサービスのご利用を控えて頂くようお願い申し上げます。
- ※ サービス利用中の発熱など、体調不良が確認された場合はサービスを早期終了し、ご自宅へお送りさせて頂く等の対応を取らせて頂きます。

尚、事業所職員及び、利用者様に新型コロナウイルス感染が確認された場合や、緊急事態宣言等、行政から運営休止等の指示が出た場合は、デイサービスの運営を休止させて頂く事がありますので、予めご了承下さい。

(運営休止とさせて頂く場合、保健所等の指導に従い休止期間を設定し、ご連絡させて頂きます。)

ご不便をおかけいたしますが、感染拡大防止の為、ご協力をお願い致します。また、ご不明点等ございましたら、各事業所担当者へご相談ください。

### ○相談窓口○

デイサービスセンターこだま TEL：054-270-1711 担当者：小黒、小林

デイサービスセンター嘉響 TEL：054-270-1210 担当者：山本、加藤

介護予防デイサービスセンターごろざ TEL：054-659-5635 担当者：前田、佐塚

## 社会福祉法人駿河会 在宅部門における新型コロナウイルスへの対応策

### 【1】施設における対応

- 通所、訪問、居宅事業所で連携を取るため、在宅部門コロナ対策会議を定期開催する。
- 利用者に対して利用案内を発布（利用前の検温、風邪症状など少しでも体調がすぐれない場合はデイサービスをお休みして頂くよう本人・家族へ依頼。
- 施設内にて、人が触れる場所等において、キエルキンを使用した除菌・清掃を実施。  
換気・消毒のタイミングを決めて対応を行う。
- 感染が確認された場合に、感染源を特定できるよう、外部事業者等の出入りについて記録。
- 地域における感染者の発生等、関連情報については職員間で情報を共有する。確実性の高い情報については在宅部門コロナ対策会議にて他事業所とも情報を共有する。

### 【2】職員の対応

- 出勤前、体温測定実施。平時よりも体温が高い場合や風邪症状等、体調がすぐれない場合は休みとし、経過観察を行う。
- 勤務時はマスクを着用し、アルコール及びキエルキンによる手指の消毒を徹底する。
- 仕事外においても感染拡大防止の為、不要不急の外出は極力さけるよう心掛ける

**【3】新型コロナウイルスへの感染が確認された場合の対応**

○職員または職員同居家族が発症した場合、事業所を休止とし、関係各所（利用者及び利用者家族、介護保険課、居宅介護支援事業所等）への連絡を行う。

休止期間や発症していない職員の処遇等については保健所の指示に従う。

※連絡先

【帰国者・接触者相談センター】 電話番号：054-249-2221

【静岡市保健所 保健予防課】 電話番号：054-249-3172

【介護保険課】 電話番号：054-221-2317

○利用者が発症した場合、保健所の指示に従う。可能な限り対象利用者のケア記録等の情報を提供し、濃厚接触者の特定に協力する。

**【4】新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が確認された場合の対応**

○相談センターへ連絡し、指示を受ける。

○在宅部門コロナ対策会議にて情報を提供し、速やかに法人内で情報を共有する。

○対象利用者の状況を主治医及びケアマネへ報告する。

○利用者が濃厚接触者に特定された場合はサービスの利用を中止して頂く。

○職員が濃厚接触者に特定された場合は自宅待機とし、保健所の指示を仰ぐ。

※感染者については医療機関が特定、感染が疑われる者については施設で判断を行う

事となっている。風邪の症状や発熱が続く、だるさや息苦しさなどの状況により判断